

## 賦課限度額の引き上げについて

地方税法施行令の一部が改正（令和7年3月31日公布、4月1日施行）されたこと等に伴う条例改正を令和8年3月議会へ提出します。なお、適用年度は令和8年度からとなります。

### 賦課限度額の改定内容

地方税法施行令の一部が改正（令和7年3月31日公布、4月1日施行）され、医療給付費分及び後期高齢者支援金等分の法定賦課限度額が引き上げられたことに伴い、条例の賦課限度額を法定賦課限度額まで引き上げます。

なお、県国民健康保険運営方針では賦課限度額は法定額のとおり設定し、県内どこでも同じ賦課限度額となることを目指す旨の方針が示されております。

区分	改正案	現行
医療給付費分	<u>66万円</u>	65万円
後期高齢者支援金等分	<u>26万円</u>	24万円
介護納付金分	17万円	17万円
合計	<u>109万円</u>	106万円

※介護納付金分の改定はありません

### 施行期日

令和8年4月1日

### 賦課限度額の改定による影響（当初課税時の国民健康保険被保険者の情報で試算）

#### 1 加入世帯への影響

賦課限度額を引き上げた場合、294世帯の賦課額が増加する見込みです。

R7.4.23 の被保険者状況で試算

区分	改定案 限度額超過世帯	現行 限度額超過世帯	比較
医療給付費分	208世帯	211世帯	▲3世帯
後期高齢者支援金等分	240世帯	294世帯	▲54世帯
介護納付金分	178世帯	178世帯	-

※R7本算定前のため、R6賦課状況に対して、R7改正・R8改正それぞれの賦課限度額で計算後比較

税率は現行税率で算出

#### 2 賦課額への影響

賦課限度額を引き上げた場合、賦課額が約740万円増加する見込みです。

## 新旧対照表（案）

改正案	現行
(課税額)	(課税額)
第2条 略 (1)～(3) 略 2 第1項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が66万円を超える場合においては、基礎課税額は、66万円とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>26万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>26万円</u> とする。 4 略	第2条 略 (1)～(3) 略 2 第1項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が65万円を超える場合においては、基礎課税額は、65万円とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>24万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>24万円</u> とする。 4 略
(国民健康保険税の減額)	(国民健康保険税の減額)
第20条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>66万円</u> を超える場合には、 <u>66万円</u> ）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>26万円</u> を超える場合には、 <u>26万円</u> ）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1)～(3) 略 2～3 略	第20条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>65万円</u> を超える場合には、 <u>65万円</u> ）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>24万円</u> を超える場合には、 <u>24万円</u> ）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1)～(3) 略 2～3 略